

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

第1号議案
資料1

1. 大綱の概要

国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を54万円（現行52万円）に引き上げる。
- ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円（現行17万円）に引き上げる。

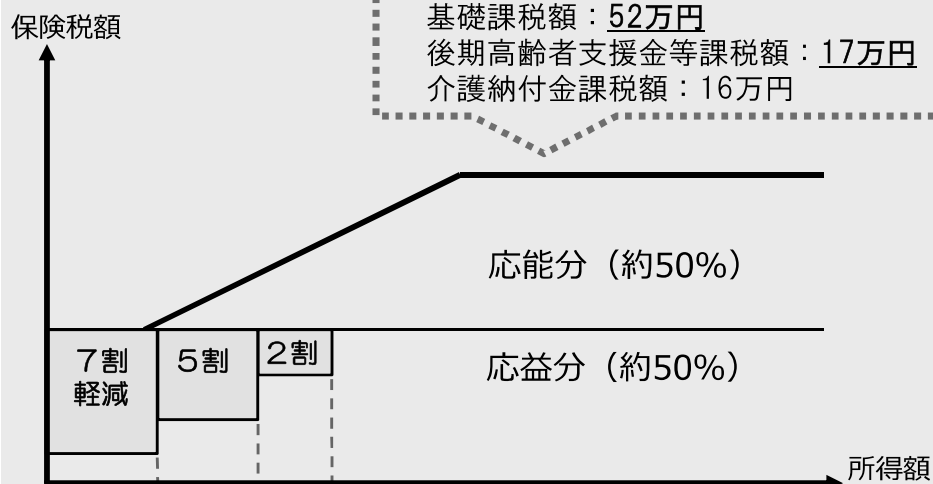
また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、

※H28.4.1施行済

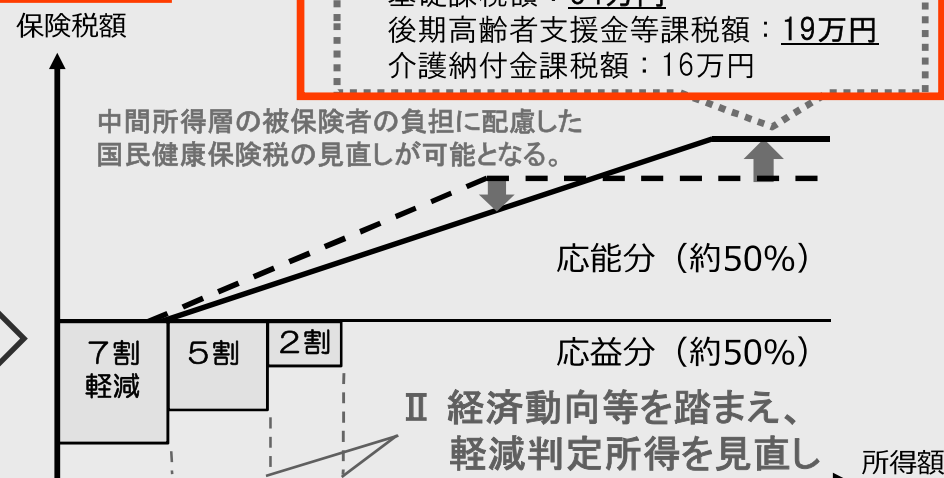
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を26.5万円（現行26万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を48万円（現行47万円）に引き上げる。

2. 制度の内容

<現行>



<改正後>



【現行】 軽減判定所得

- 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
- 5割軽減基準額
＝基礎控除額(33万円)＋26万円×(被保険者数*)
- 2割軽減基準額
＝基礎控除額(33万円)＋47万円×(被保険者数*)

【改正後】 軽減判定所得

※H28.4.1施行済

- 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
- 5割軽減基準額
＝基礎控除額(33万円)＋26.5万円×(被保険者数*)
- 2割軽減基準額
＝基礎控除額(33万円)＋48万円×(被保険者数*)

* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

○地方税法施行令

(昭和二十五年七月三十一日)

(政令第二百四十五号)

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、**五十四万円**とする。

2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、**十九万円**とする。

3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、十六万円とする。

(平一七政九四・追加、平一八政一二一・平一九政七九・平二〇政一五二・平二一政一〇〇・平二二政四五・平二三政四四・平二三政二〇二・平二六政一三二・平二七政一六一・**平二八政一三三**・一部改正)

本庄市国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
本庄市国民健康保険税条例	本庄市国民健康保険税条例
平成18年1月10日 条例第132号	平成18年1月10日 条例第132号
(納税義務者)	(納税義務者)
第1条 略	第1条 略
(課税額)	(課税額)
第2条 略	第2条 略
2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>52万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>52万円</u> とする。	2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 54万円 を超える場合においては、基礎課税額は、 54万円 とする。
3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>17万円</u> とする。	3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 19万円 を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 19万円 とする。
4 略	4 略
第3条～第22条 略	第3条～第22条 略
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイ	第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイ

に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1)～(3) 略

第23条の2～第27条 略

附 則

1～22 略

に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1)～(3) 略

第23条の2～第27条 略

附 則

1～22 略

報告事項 1

平成28年度国民健康保険特別会計予算総括表(9月補正)

歳入		(単位:千円)																													
項	目	当初予算	補正額	予算現額																											
保険税	一般	現年度分	医療	1,177,195		1,177,195	◆ 国民健康保険税率 <table border="1" style="font-size: small; margin-top: 5px;"> <tr> <th>区分</th> <th>医療分</th> <th>支援分</th> <th>介護分</th> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>19,500円</td> <td>9,900円</td> <td>12,400円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>16,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>6.9%</td> <td>2.9%</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>20.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>520,000円</td> <td>170,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> </table>	区分	医療分	支援分	介護分	均等割	19,500円	9,900円	12,400円	平等割	16,000円			所得割	6.9%	2.9%	2.7%	資産割	20.0%			賦課限度額	520,000円	170,000円	160,000円
			区分	医療分	支援分	介護分																									
			均等割	19,500円	9,900円	12,400円																									
			平等割	16,000円																											
		所得割	6.9%	2.9%	2.7%																										
		資産割	20.0%																												
		賦課限度額	520,000円	170,000円	160,000円																										
		支援	422,599		422,599																										
	介護	167,791		167,791																											
	過年度分	医療	50,241		50,241																										
	支援	17,260		17,260																											
	介護	9,097		9,097																											
	退職	現年度分	医療	53,305		53,305																									
			支援	19,035		19,035																									
介護		16,255		16,255																											
過年度分		医療	858		858																										
		支援	261		261																										
		介護	287		287																										
	◆ 加入状況(平成28年4月1日現在)																														
<table border="1" style="font-size: small; margin-top: 5px;"> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>退職</th> <th>市全体</th> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>12,493</td> <td></td> <td>33,238</td> </tr> <tr> <td>加入者数</td> <td>21,683</td> <td>814</td> <td>78,989</td> </tr> </table>				区分	一般	退職	市全体	世帯数	12,493		33,238	加入者数	21,683	814	78,989																
区分	一般	退職	市全体																												
世帯数	12,493		33,238																												
加入者数	21,683	814	78,989																												
使用料及び手数料		1		1	給付証明手数料																										
国庫支出金	療養給付費等負担金	1,033,998		1,033,998	一般被保険者の療養給付費・療養費・高額療養費の費用額、後期高齢者支援金・老人保健医療費拠出金・介護納付金に対して、32%を負担																										
	後期高齢者支援金負担金	346,949		346,949																											
	老人保健医療費拠出金等負担金	0		0																											
	介護納付金負担金	147,179		147,179																											
	高額医療費共同事業負担金	69,587		69,587		高額な医療費の保険者負担を緩和するための共同事業																									
	特定健診・保健指導負担金	8,178		8,178		特定健康診査等の健診料の1/3を負担																									
	財政調整交付金	普通調整交付金	410,501			410,501	療養給付費等に対して9%を補助																								
		特別調整交付金	19,283			19,283	保険者の事務費的な負担増に対し補助																								
	災害臨時特例補助金	0		0		市国保加入者で東日本大震災の被災者がいた場合の補助金																									
	制度関係業務準備事業費補助金	0	2,214	2,214		【新規】H30年の国保広域化準備費用に対する補助金																									
療給付費等交付金	256,835		256,835	退職被保険者の費用額から保険税額を控除した全額を交付																											
前期高齢者交付金	2,045,313		2,045,313	65歳以上の一般被保険者に関する医療費に対し交付																											
県支出金	高額医療費共同事業負担金	69,587		69,587	高額な医療費の保険者負担を緩和するための共同事業																										
	特定健診・保健指導負担金	8,178		8,178	特定健康診査等の健診料に対して、基準額の1/3を負担																										
	財政調整交付金	普通調整交付金	287,468		287,468	療養給付費等に対して9%を補助																									
		特別調整交付金	142,316		142,316	保険者の事務費的な負担増に対し補助																									
共同事業交付金	高額医療費共同事業	209,389		209,389	レセプト1件当りの費用額 80万円以上 県内各保険者の拠出金から高額な医療費の発生件数等に応じて交付																										
	保険財政共同安定化事業	2,191,931		2,191,931																											
財産収入	20		20	本庄市国民健康保険給付費支払基金の利子																											
繰入金	保険基盤安定	保険税軽減分	206,285		206,285	低所得者等の軽減額に対して、県が3/4を補助																									
		保険者支援分	57,855		57,855	保険税軽減対象者の税の一定割合を公費補填するもの																									
	職員給与費等	86,452	-4,494	81,958	国保事務に従事する職員の給与等の繰入金																										
	助産費等	33,600		33,600	出産育児一時金42万円の2/3の金額																										
	財政安定化支援事業	53,634		53,634	低所得者等に応じた保険者支援のための繰入金																										
	その他一般会計	202,967		202,967	保険税減収や保険給付費増加等の赤字補填のための法定外繰入金																										
繰越金	30,000		30,000	前年度繰越金																											
諸収入	6,865		6,865	延滞金・第三者行為求償金・不当利得返還金等																											
歳入総額		9,858,555	-2,280	9,856,275																											

歳出		(単位:千円)				
項	目	当初予算	補正額	予算現額		
総務費	一般管理費	一般管理給与費	86,452	-4,494	81,958	国保事務に従事する職員の給与費
		一般事務費	10,011		10,011	事務的な経費等
		国保事務電算処理委託事業	16,737		16,737	国保事務システムの委託料等
		制度関係業務準備事業	0	2,214	2,214	【新規】H30年の国保広域化準備のためのシステム改修費
	国民健康保険団体連合会負担金	1,284		1,284	国民健康保険団体連合会に対する負担金	
	賦課事業	7,329		7,329	国保税の賦課に関する委託料、納付書の郵送料等	
	徴収事業	3,938		3,938	国保税の徴収に関する委託料、納付書の郵送料等	
	国民健康保険運営協議会事務費	1,236		1,236	運協委員の報酬、費用弁償、国保協議会への負担金等	
	趣旨普及費	6,335		6,335	普及・啓発用パンフレット代や保険証の郵送料等	
	保険給付費	療養給付費	一般被保険者	4,737,980		4,737,980
退職被保険者			192,064		192,064	
療養費		一般被保険者	61,877		61,877	被保険者に係る柔道整復、治療用器具等(現金給付)
		退職被保険者	2,667		2,667	
審査支払手数料		13,653		13,653	レセプトの審査支払手数料及び電算処理システム手数料	
高額療養費		一般被保険者	608,068		608,068	自己負担限度額を超えた支払に対し支給
		退職被保険者	33,401		33,401	
高額介護		一般被保険者	700		700	国保・介護保険から給付を受け、それぞれの自己負担額の合計が一定額を超えたときに支給
合算療養費		退職被保険者	400		400	
移送費		一般被保険者	100		100	医師の指示等により、転院時に搬送車や移送車等をやむなく利用した場合に、これらに要する費用を支給
		退職被保険者	100		100	
出産育児一時金			50,400		50,400	1児につき42万円(又は40万4千円)
出産育児一時金支払手数料			26		26	直接払い制度における支払手数料
葬祭費			7,250		7,250	被保険者が死亡したとき、葬祭を行った者に5万円を支給
後期高齢者支援金	医療費	1,165,825		1,165,825	後期高齢者医療制度に対して、現役世代からの支援金として拠出	
	事務費	83		83		
前期高齢者納付金	医療費	504		504	65歳以上の被保険者の医療費に関して各保険者が拠出	
	事務費	82		82		
老人保健拠出金	医療費	0		0	老人保健の対象があった場合に拠出	
	事務費	44		44		
介護納付金		459,937		459,937	保険税介護分として徴収した40歳~64歳の介護保険料	
共同事業拠出金	高額医療費	278,352		278,352	県内の各保険者に高額な医療費が発生したときに対応するための拠出金	
	保険財政共同安定化事業	2,004,256		2,004,256		
	その他共同事業拠出金	12,206		12,206	退職者医療共同事業、生活習慣病重症化予防事業への拠出	
保健事業	特定健診・保険指導事業費	60,442		60,442	特定健診・保健指導に要する費用	
	保健事業事務費	3,451		3,451	医療費通知郵送料等	
	人間ドック助成金	12,099		12,099	被保険者の人間ドック受検費用の助成(上限2万円)	
	健康づくりチャレンジポイント事業	2,630		2,630	はにぼんチャレンジに関する費用	
	データヘルス計画策定事業	3,050		3,050	健康保持増進を目的に、保健事業計画を策定	
高齢者健康づくり事業	183		183	高齢者の健康維持増進のためのレクリエーション費用等		
保険給付費支払基金積立金		20		20	本庄市国民健康保険給付費支払基金への積立金	
諸支出金		10,383		10,383	保険税の還付金、国庫・基金等の返還金	
予備費		3,000		3,000	予備費	
歳出総額		9,858,555	-2,280	9,856,275		

その他 資料

国保制度改革の概要について

国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

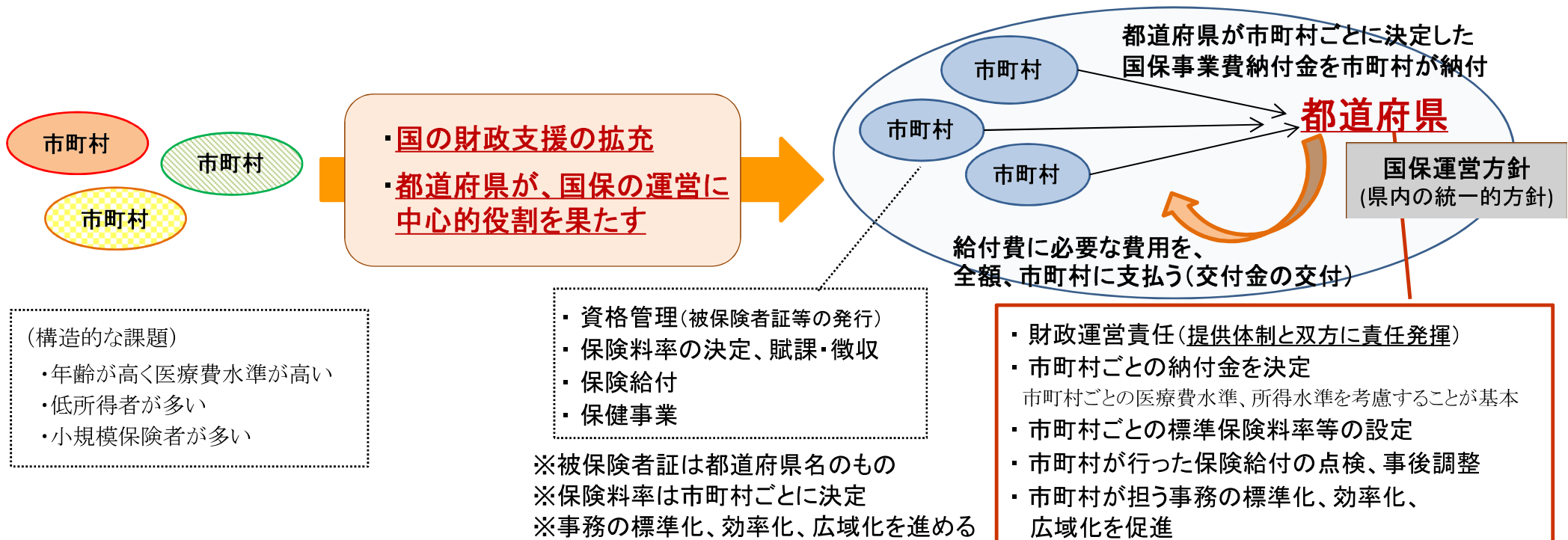
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針**を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



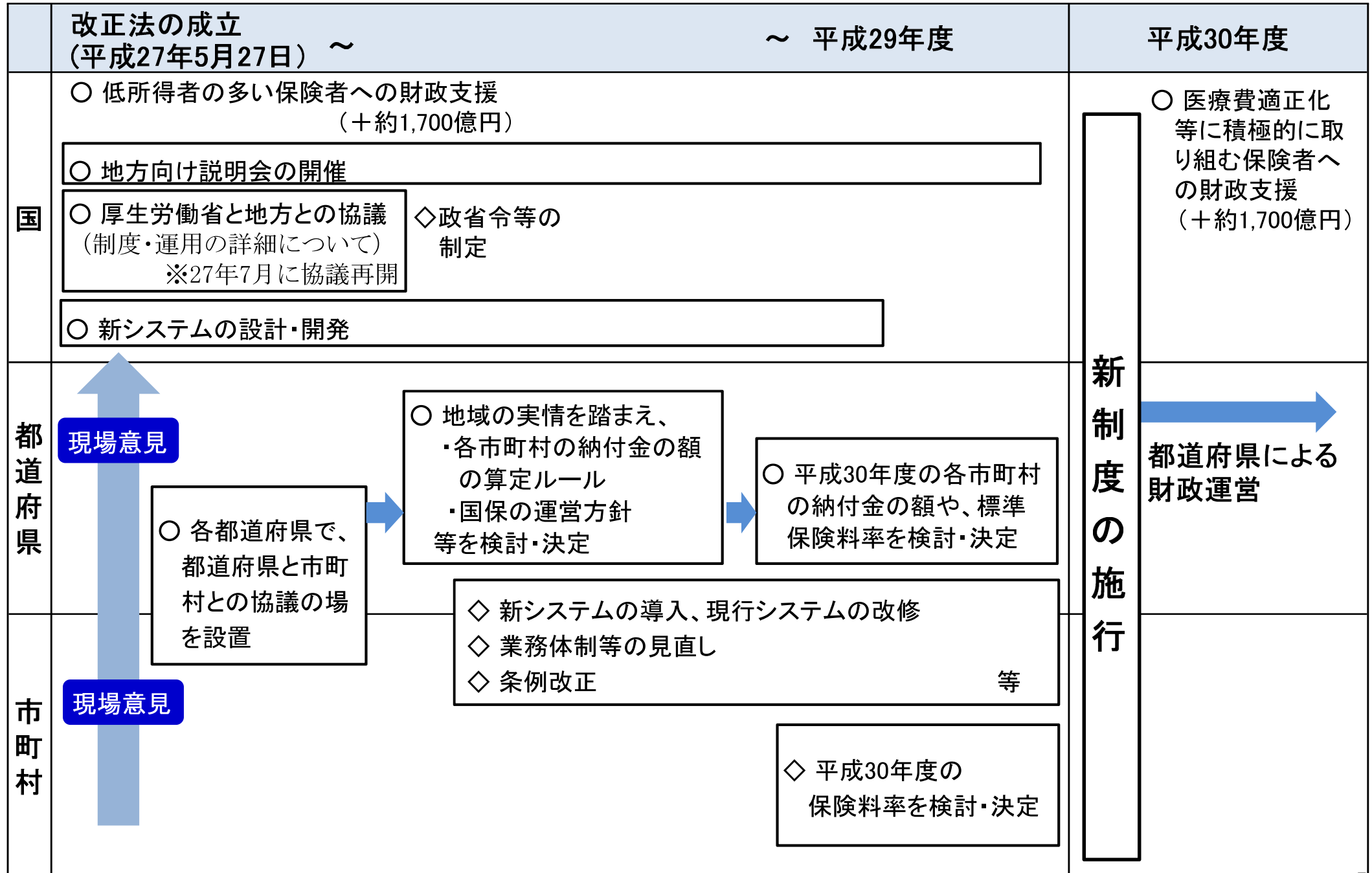
○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

改革後の国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の<u>統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</u> 	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・ 財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国保事業費納付金を都道府県に納付</u>
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 <u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・ 市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険給付の決定</u> ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 (データヘルス事業等)

国保制度改革の主な流れ (イメージ)



28年度における都道府県・市町村の主な準備事務

都 道 府 県	市 町 村
○都道府県内市町村との協議の実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の国保運営の現状共有 ・納付金・標準保険料率試算のためのデータ等の収集 ・納付金・標準保険料率の仕組み(都道府県の算定方法等)についての議論 ・国保運営方針についての議論(保険者機能の強化等) ・事務処理等の標準化・効率化の検討 ・将来の国保財政・見通しについて議論 (保険料水準、一般会計繰入の解消・縮減等) ※必要に応じWGを設置して議論	
○条例改正(29年度改正に向けた準備含む)	
<ul style="list-style-type: none"> ・国保運営協議会の設置 ・納付金の徴収 ・保険給付費等交付金の設計 ・財政安定化基金 (・特別会計の設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務フローの見直し等による改正
○国保運営協議会(又はその前身となる機関)の前倒し設置	
<ul style="list-style-type: none"> ・委員の選定 ・協議の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○30年度以降のシステム対応の決定 ・国が開発する市町村事務処理標準システムの導入の可否についての検討 ・自庁システムの改修
○納付金・標準保険料率試算	
<ul style="list-style-type: none"> ・納付金試算のためのデータ等の収集(再掲) ・試算の実施 ※28年秋に納付金算定標準システムの簡易版を配布	<ul style="list-style-type: none"> ・納付金試算のためのデータ等の収集(再掲)

※上記の他、通常の国保事務も引き続き実施

国・都道府県・市町村間の費用の流れ(案)

